

## 平成 27 年度第 1 回八戸市総合教育会議

平成 27 年 8 月 4 日(火) 午後 1 時 30 分  
市庁本館 3 階 議会第三委員会室

### 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. あいさつ

- (1) 市長あいさつ
- (2) 教育委員会委員長あいさつ

#### 3. 議 題

- (1) 八戸市総合教育会議運営要綱について
- (2) 教育等の振興に関する総合的な施策の大綱について

#### 4. その他

#### 5. 閉 会

## 総合教育会議について

### 1 趣旨

市長と教育委員会が円滑な意思疎通を図り、市の教育課題及び教育政策の方向性を共有し、連携して課題の解決や地域の実情に応じた教育行政を推進するため総合教育会議を設置する

### 2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4

### 3 概要

項目	内 容
協議・調整事項	大綱の策定 教育の諸条件整備その他学術及び文化振興のための重点的施策 児童生徒の生命身体の緊急の場合の措置
結果の尊重	事務の調整が行われた事項は、調整結果を尊重する義務
構成	市長と教育委員会
招集	市長が招集
招集の要求	教育委員会は協議すべき具体的な事項を示して招集を求めることができる
意見聴取	関係者または学識経験者から意見を聞くことができる
公開	原則公開 (個人の秘密保持の必要があるとき、会議の公正が害されるおそれがあるとき、その他公益上必要があるときはこの限りでない)
議事録	遅滞なく作成し公表するよう努める
その他	上記以外で会議運営に必要な事項は会議が定める

## 八戸市総合教育会議運営要綱（案）

### （趣 旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、八戸市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### （会 議）

第2条 会議は、市長が招集する。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ教育委員会に通知して行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

### （議 長）

第3条 会議の議長は、市長をもって充てる。

### （公 開）

第4条 会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

### （議事録）

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表する。

2 前項によらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第6項ただし書きの規定に基づき会議を非公開とした部分は、公表しないものとする。

3 議事録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 出席した構成員の氏名
- (2) 説明等のため出席した者の氏名
- (3) 議題及び議事の概要

### （事務局）

第6条 会議の事務局は、教育委員会事務局教育総務課に置く。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)

### (総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 教育等の振興に関する総合的な施策の大綱について

### 1 趣旨

教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など、重要な権限を有する首長が大綱を策定することにより、教育行政への地域住民の意向のより一層の反映と、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

### 2 大綱の概要

項目	内 容
策定主体	首長が策定
参考とする事項	国の教育振興基本計画
協議	策定・変更するときは総合教育会議において協議
主たる記載事項	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針
法律上の効果	首長と教育委員会それぞれに尊重義務
公表	策定・変更したときは遅滞なく公表
対象とする期間	首長の任期や国の教育振興基本計画の期間に鑑み、4～5年程度を想定
代替	地方公共団体の教育振興基本計画をもって大綱に代えることができる
その他	首長の大綱策定権限は、教育委員会の事務の管理・執行権限を与えたものではない

### 3 教育振興基本計画との関係

	教育施策の大綱	教育振興基本計画
根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3	教育基本法 第17条第2項
策定主体	首長（市長）	地方公共団体（教育委員会）
策定義務	義務付け	努力義務
内容	国の教育振興基本計画を参照し、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	国の教育振興基本計画を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項に関する基本的な計画
計画期間	4～5年程度を想定	基準等なし（H25～29年度）
相互関係	地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない	新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましい

※（ ）内は八戸市の場合

#### 4 参考条文

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（大綱の策定等）

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

# 八戸市教育大綱(案)

## 教育の基本理念

### 「夢はぐくむ ふれあいの教育 八戸」

- ・「生きる力」の源となる「夢」をはぐくむ教育の推進
- ・人と人との絆を結ぶ「ふれあい」の形成
- ・郷土「八戸」に対する誇りと愛着の育成

## 目指す教育の姿

### ◎ 郷土に対する誇りと愛着を基盤に、 困難を克服するための「生きる力」をはぐくむ教育

#### ・方向性Ⅰ 子どもの確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成します

子どもたちが変化する社会・厳しい経済環境を生き抜き、豊かな人生を歩んでいくためには、確かな学力と、学力を活かすための豊かな心、学力や心を宿すための健やかな体の育成が大切です。就学前教育・義務教育・高等教育の各段階を通して、知・徳・体の調和のとれた子どもを育成します。

#### ・方向性Ⅱ 八戸の個性豊かな文化と恵まれた自然に対する誇りと愛着をはぐくみます

郷土に対する誇りと愛着が、グローバル化する世界で活躍するための基盤となります。八戸の個性豊かな文化と恵まれた自然を後世に継承し、市民が親しむことができるよう整備することにより、郷土八戸への愛着をはぐくみます。

#### ・方向性Ⅲ 大災害を乗り越えるための知識と心構えを養います

大災害は、突然に訪れます。東日本大震災で傷ついた子どもたちのケアを続けると同時に、災害に備えて防災の心構えを養います。また、子どもや市民が安心して使用できる教育施設の整備を進めます。

### ◎ 人と人との絆を結び、あらゆる世代がいきいきとかがやく教育

#### ・方向性Ⅳ 地域・社会ぐるみの子育てを支援します

家庭における親と子の向き合い方の変化、学校における教員の多忙化と子どもとの向き合い方など、子どもを取り巻く環境は変化しています。学校・家庭・地域が一体となり、それぞれの力を活かした地域の子育てを支援します。

#### ・方向性Ⅴ あらゆる世代に多様な学習機会を提供します

少子高齢化の進行により、社会の活力低下が心配されています。増加する高齢者をはじめとした、あらゆる世代が生きがいを見つけ、かがやくことができるよう、さまざまな講座の開催や、社会教育施設を活かした多様な学習機会を提供します。